

郵便入札に関するQ & A

① 物品の調達や役務の提供は、郵便入札をしないのでしょうか。

郵便入札は、予定価格が130万円を超える建設工事並びに予定価格が50万円を超える測量・建設コンサルタント等業務の入札のうち、予定価格を事前に公表するものを対象とします。物品の調達や役務の提供については、郵便入札の対象になりませんので、これまでどおり紙による入札を行います。

② 建設工事やコンサルタント業務は、すべて郵便入札になるのでしょうか。

原則として郵便入札により実施しますが、例外的に紙入札で実施する場合があります。どちらの入札方法によるかについては、入札公告又は入札指名通知に明記しますので、注意してください。

③ 郵便入札に使用する封筒の大きさや色などに決まりはありますか。

大きさ、色ともに任意の封筒を使用していただいて構いませんが、内封筒は「長形3号(120mm×235mm)」の大きさの封筒があれば、そちらを使用してください。(ただし、工事費等内訳書の折り込みが難しい場合などは、それより大きい封筒をご使用いただいても構いません。)

外封筒については、「角形2号(240mm×332mm)」までの大きさの封筒を使用してください。(外封筒、内封筒ともに角形2号の封筒を使用する場合は、内封筒の縁を折り込むなどして、外封筒に封入できるようにしてください。)

④ 入札書等はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

入札公告又は入札指名通知書に、提出期限を明記しますが、これは入札書等を入れた郵便(一般書留又は簡易書留に限ります。)が大竹小方郵便局に到達する日であり、原則として開札日の前日となりますので、郵送に必要な期間の余裕をもって投函してください。

また、大竹小方郵便局留の郵便物については、10日間以上保管すると、差出人に返却されますので、一般競争入札及び公募型指名競争入札においては、入札公告で定められた期間内に投函していただくとともに、指名競争入札においては、開札日から起算して9日より前に投函しないように注意してください。

なお、入札書等を都市環境部監理課へ直接提出する場合は、提出期限の17時までにご持参ください。(提出期限を過ぎると無効になりますので、注意してください。)

⑤ 書留とせず、普通郵便で送ってしまいましたが、構わないのでしょうか。

一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送されたものは無効になります。普通郵便で送

付後にあらためて持参されても、2以上の入札書を提出したとして無効になりますので、送付の際は十分注意してください。

⑥ 入札書は内封筒に入れ、投函したのですが、工事費（業務費）内訳書を入れ忘れていました。提出期限までに追加で郵送又は持参すれば有効になりますか。

内封筒に、入札書と工事費（業務費）内訳書が同封されていない場合は、無効となります。提出期限前に入れ忘れに気付いた場合は、最初に差し出した郵便の取戻し手続きを行った後に、あらためて書留にて郵送するか都市環境部監理課に持参してください。（この場合も、提出期限を厳守してください。）

また、取戻し手続きをせず2通以上市に到達した場合は、無効となりますので、取戻し手続きを怠ることのないよう注意してください。

なお、一度、市に到達した入札書等は撤回等ができませんので、最初の提出が郵送でなく持参によるものである場合は、既に市が受領しているため、追加提出、撤回ともにできません。

⑦ 内封筒や外封筒は、セロファンテープで封をしてもよいですか。

必ず糊づけとしてください。（さらに、内封筒には貼り合わせた箇所への割印が必要です。）

⑧ 内封筒の割印は、担当者の印でよいですか。

入札書に押印する印鑑（代表者又は受任者の印）を使用してください。

⑨ 入札書の様式を、パソコン等で独自に作成してもよいですか。

独自に作成したものでも構いませんが、必要な事項が漏れている場合、入札が無効になりますので、所定の様式を使用されることをお勧めします。

⑩ 入札書や工事費（業務費）内訳書の日付は、いつの日付を記載すればよいですか。

入札公告又は入札指名通知書で示された開札日を記載してください。

⑪ 入札書の金額は、消費税込みと税抜きのどちらの金額を記載するのですか。

入札書の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。

⑫ 工事費（業務費）内訳書は、入札書の金額と異なってもよいですか。

工事費（業務費）内訳書は、必ず入札書の金額と1円単位まで一致させてください。また、「値引き〇〇円」とは記載しないでください。

⑬ 工事費（業務費）内訳書の様式に指定されたものはありますか。

市指定の様式はありません。指定された仕様書の範囲について作成し、1 ページ目（又は表紙）に、工事名又は業務名、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、押印してください。

⑭ 開札を傍聴する必要はありますか。

必ずしも傍聴される必要はありません。開札は公開しますので、傍聴を希望される場合は、指定された開札時間の10分前までに市役所4階ロビーにお越しください。その際、印鑑、委任状等は必要ありませんが、傍聴人名簿に業者名及び傍聴者氏名を署名していただきます。

⑮ 開札後に、入札結果について電話での問い合わせができますか。

入札参加者の関係者に限り、電話での問い合わせに応じます。ただし、落札決定に時間を要する場合がありますので、開札時間の1時間後を目途にお電話をしていただきますようご協力をお願いします。

なお、入札結果は、できる限り速やかに市ホームページにも掲載します。

⑯ 入札参加者に対し、入札結果について連絡がありますか。

落札者に対してのみ、落札決定後、速やかに電話などの方法により連絡します。落札者以外の者への個別の連絡は行いませんので、開札日の当日中に都市環境部監理課及び市ホームページに掲示される入札結果をご覧ください。